



第5章

共通的・基盤的な施策の推進

第5章 共通的・基盤的な施策の推進

第1節 環境に配慮した施策手法の推進

1 環境影響評価制度の概要 【環境政策課】

環境影響評価(環境アセスメント)制度は、「環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する者が、事業の実施前に、その事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討することにより、その事業について環境保全上より望ましいものとしていく仕組み」です。

このように、環境影響評価の推進は、開発事業等による環境影響を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくための極めて重要な施策です。

国においては、昭和59年8月に「環境影響評価実施要綱(閣議アセス)」が閣議決定され、国が行う事業及び国の免許等を受けて行われる事業を対象に環境影響評価が実施されてきました。

その後、平成5年11月に制定された環境基本法において、環境影響評価の推進に係る条文が盛り込まれたこと、また、平成6年12月に制定された「環境基本計画」において「環境影響評価制度については法制度化を含め所要の見直しを行う」との方針が示されたこと等を受け、中央環境審議会の「今後の環境影響評価制度の在り方について」の答申を踏まえ、平成9年3月に「環境影響評価法案」が国会に提出され、同年6月13日に環境影響評価法が公布され、平成11年6月12日から全面施行されました。

また、このほかに、「公有水面埋立法」、「港湾法」等の個別法等に基づいて環境影響評価が実施されています。

本県においては、平成3年4月に「島根県環境影響評価実施要綱(県要綱)」を定め、ゴルフ場の造成等大規模な開発事業で環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を対象に運用してきました。

その後、平成6年に「島根県行政手続条例」

が制定され、行政運営における公平性の確保と透明性の向上が求められるようになりました。

また、平成9年に制定された「島根県環境基本条例」において環境の保全の基本理念とこれに基づく基本的施策の枠組みが示され、環境影響評価については基本的な施策と位置づけられるとともに、環境影響評価のために必要な措置を講ずる(環境影響評価制度の条例化を含めて検討を進める)こととされました。

このように、本県の環境影響評価制度をめぐる状況が変化してきたことを受け、島根県環境審議会の「島根県環境影響評価制度の見直しについて」の答申を踏まえ、平成11年9月に「島根県環境影響評価条例案」が島根県議会に提出され、同年10月1日に「島根県環境影響評価条例(県条例)」を公布し、平成12年4月1日から全面施行されました。

2 環境影響評価の実施状況 【環境政策課】

本県における平成20年度の環境影響評価の実施状況は、環境影響評価制度に準じて行った河川事業(環境調査一次とりまとめ)1件でした。

表5-1-1 環境影響評価の実施状況

対象事業名	大橋川改修事業
対象事業の種類	河川改修
対象事業の規模	L=7.5km
対象事業実施予定者	国土交通省
対象事業実施区域	松江市
方法書・準備書の区分	環境調査一次とりまとめ
根拠法令	(法・条例対象外)
知事意見を述べた日	平成20年10月31日
最終とりまとめ(評価書相当)公告・縦覧	平成21年2月17日から1ヵ月

3 土地利用対策【土地資源対策課】

(1) 国土利用計画

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、その利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の諸条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図っていくことが必要です。

このような趣旨のもとに、昭和52年10月に島根県国土利用計画を策定し、その後、平成8年7月に第三次計画を、さらに平成21年3月には第四次計画を策定しています。

また、県内の市町村では、同様の趣旨で市町村国土利用計画の策定が進められていますが、市町村合併後に新しい計画を策定した市町村はまだありません。

(2) 島根県土地利用基本計画

土地利用基本計画は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5つの地域区分並びに土地利用の調整等に関する事項を内容としており、計画書と図面からなっています。

この基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引及び開発行為の規制等を実施するための基本となる計画であり、また土地利用に関する諸計画の上位計画として位置づけられています。

(3) 土地取引の届出勧告制度

国土利用計画法は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念とし、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としています。

このため、一定面積以上の土地売買等の契約を締結した場合、権利取得者は、知事に届け出なければならないこととされています。

知事は、届出があった場合において、土地の利用目的が土地利用基本計画その他の公表されている土地利用に関する計画に適合せず、適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認めるときは、土地の利用目的について必要な変更をすべきことを勧告することとしています。

(4) 開発事業についての行政指導

面積1ヘクタール以上の開発を行う事業については、開発事業者に対し、計画段階から「島根県土地利用対策要綱」に基づく指導を行っています。

この指導は、災害等の防止や自然環境の保全を図りながら、適正な開発を確保することを目的としています。

平成20年度における指導の状況は、次表のとおりです。

表5-1-2 開発事業についての指導件数

事業の種類	宅地造成	土石等採取	敷地造成	ゴルフ場	産廃処分場	その他	計
件数	1	6	4	0	0	3	14

なお、上記のほか、国、地方公共団体、公社等が行う公共事業等については、「公共事業等に関する

連絡調整要綱」により7件の連絡調整を行いました。

第2節 公害防止と公害防止体制の整備【環境政策課】

1 公害防止協定

公害防止協定とは地方公共団体または住民と企業との間に、公害防止を目的に締結される協定です。

県内においても、地域住民の生活環境保全意識の高まりを背景として地方公共団体や漁業協同組合、自治会、住民団体と企業との間で多くの公害防止協定が締結されています。誘致企業についても、環境保全の立場から県や地元市町村と企業との間で協定を締結しています。

これらの内容は、工場の立地条件、操業内容等によりそれぞれ特色のあるものとなっており、法令による一律の規制とは別に、さらに上乘せした規制基準を定めるなど、きめのこまかい対策がとられるようになっていきます。

公害防止協定の締結は、業種別に見ると、製造業が最も多く、なかでも窯業土石業が多くなっています。また、地方公共団体が当事者として関与している協定が多くありますが、住民団体独自で企業と締結しているものもあります。

2 公害紛争・苦情の処理

(1) 公害紛争・苦情処理体制

① 公害紛争の処理

公害紛争のため、公害紛争処理法に基づいて総理府内に公害等調整委員会が設置され、ここで全国的な紛争に係るあっせん、調停、仲裁及び裁定が行われています。

本県では、同法第18条の規定による公害審査委員候補者名簿の方式を採用し、公害等調整委員会の管轄に属さない紛争について、その処理に当たっています。現在までのところ係属した事件は11件であり、平成10年度から平成20年度にかけては調停等の申請はありません。

② 公害苦情の処理

公害に関する苦情は地域に密着した問題

であり、また公害紛争のもとになるもので、迅速かつ適正に処理する必要があります。このことから、公害苦情の処理及び公害防止に関する事務の取扱いについて「島根県公害等対策事務処理要領」（昭和44年12月制定、50年11月改正）を定め、県と市町村の担当窓口を明らかにするとともに相互の事務分担の明確化を図っています。

(2) 公害苦情の処理状況

① 公害苦情件数

平成20年度に県内で受理した苦情件数は、532件で、前年度と比較して89件（14.3%）減少しました。公害の種類別では、典型7公害で、大気汚染が105件と最も多く、次に悪臭の42件、水質汚濁の41件、騒音の24件と続いています。

典型7公害以外の苦情では、320件のうち廃棄物投棄が260件と最も多くなっています。

② 発生源の状況

発生源別では、事業所からのものでは製造業からの苦情が最も多く27件で、次いで、建設業26件、サービス業21件となっています。

また、家庭生活（機器、ペットなど）からは25件、野焼きは94件でした。

③ 用途地域別発生件数

都市計画区域で発生した苦情が378件で、全体の71.1%を占めています。このうち用途地域別では住居地域での苦情が123件、商業地域（近隣商業地域を含む）・準工業地域が67件、工業地域（工業専用地域を含む）が11件、その他地域が176件となっています。

第5章 共通的・基盤的な施策の推進

表5-2-1 公害の種類別・発生源別苦情件数

発生源の種類	公害の種類	総数	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他
総数		532	105	41	24	—	42	—	—	320
農業		17	—	5	—	—	9	—	—	3
林業		1	1	—	—	—	—	—	—	—
漁業		1	—	—	—	—	—	—	—	1
鉱業		1	—	—	—	—	—	—	—	1
建設業		26	10	1	6	—	1	—	—	8
製造業		27	8	3	4	—	5	—	—	7
電気・ガス・熱供給・水道業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業		2	1	—	—	—	—	—	—	1
卸売・小売業		4	—	—	2	—	—	—	—	2
金融・保険業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業		1	1	—	—	—	—	—	—	—
飲食店、宿泊業		4	—	1	1	—	2	—	—	—
医療、福祉		—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業		—	—	—	—	—	—	—	—	—
複合サービス事業		7	2	1	1	—	—	—	—	3
サービス業(他に分類されないもの)		21	4	1	6	—	3	—	—	7
公務(他に分類されないもの)		6	—	1	1	—	1	—	—	3
分類不能の産業		11	5	2	1	—	1	—	—	2
会社・事業所以外										
個人		158	65	12	2	—	17	—	—	62
その他		28	3	4	—	—	—	—	—	21
不明		217	5	10	—	—	3	—	—	199

3 公害防止管理者制度

民間における公害防止体制の整備を図るため、昭和46年に「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定され、一定規模以上の工場に対しては公害防止の知識及び技術能力を有する者（公害防止管理者等）の選任が義務

づけられました。

公害防止管理者の資格は、国家試験に合格するか、あるいは資格認定講習の課程を修了するかにより取得することができます。

なお、平成20年度における公害防止管理者等の選任状況は表5-2-3のとおりです。

表5-2-3 公害防止管理者等の届出状況

(平成21. 3.31現在)

業 種	選任特定工場	公害防止総括者	公害防止主任管理者	公害防止管理者										
				大気関係				水質関係				騒音振動関係	粉じん関係	ダイオキシン関係
				第一種	第二種	第三種	第四種	第一種	第二種	第三種	第四種			
製造業	144 〔155〕	89	3	2	0	12	43	1	17	3	2	1	78	3
エネルギー供給業	4 〔4〕	4	1	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0	0
合計	148 〔159〕	93	4	2	0	16	43	1	17	4	2	1	78	3

(注) 選任特定工場欄〔 〕内は特定工場数

第3節 環境マネジメントシステムの運用【環境政策課】

県では平成15年2月に本庁（本庁舎、南庁舎、県議会議事堂及び警察庁舎等を含む）を対象としてISO14001の認証を取得し、平成17年2月には益田合同庁舎にもサイトを拡大してEMS（環境マネジメントシステム）を運用してきました。

平成20年4月より、これまでISO14001による環境マネジメントシステムの運用により培われた成果を活かし、全庁統一した独自の環境マネジメントシステムの運用を行っています。

1 オフィス活動及びグリーン購入

平成20年度の運用結果については第3章をご覧ください。

2 イベント事業、公共事業に係る環境配慮

イベントの開催及び公共事業の実施に伴う環境影響に配慮するため、「イベント環境配慮指針」及び「公共事業環境配慮指針」に基づき事業を実施しました。